

兵庫県立芦屋特別支援学校給食業務委託契約書(案)

兵庫県立芦屋特別支援学校長 大多和 秀昌(以下「甲」という。)と、 (以下「乙」という。)とは、次のとおり兵庫県立芦屋特別支援学校の学校給食業務委託契約書を締結する。

(目的)

第1条 甲は、次の業務(以下「委託業務という。」)の処理を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- 1 兵庫県立芦屋特別支援学校の給食調理及びその付帯業務。
- 2 履行場所は兵庫県立芦屋特別支援学校とする。

(処理方法)

第2条 乙は、この契約、別紙「仕様書」及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、委託事務を履行するものとする。

(委託期間)

第3条 この契約の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 業務の委託料は、年額 金 円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)とする。

(契約の保証)

第5条 乙は、この契約の締結と同時に、次の各号の一に掲げる保証を付さなければならない。ただし、第2号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を甲に寄託しなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、又は保険金額は、委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 甲は、財務規則第100条第1項第3号の規定により、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(経費負担)

第7条 甲は、この契約の履行に要する次の経費を負担するものとする。

- (1) 施設・設備の維持に関する経費
- (2) 給食調理に必要な器具の購入
- (3) 業務に必要な光熱水費
- 2 乙は、給食調理に必要な衛生管理消耗品を負担するものとする。
- 3 主食・副食材料費は、児童生徒等の受益者が負担するものとする。

(履行保証人)

第8条 乙は、本契約の履行を保証するため、甲の認める履行保証人(以下「丙」という。)1名を定めるものとする。

- 2 丙は、食品衛生法(昭和22年233号)に規定する営業許可を受けたものでなければならない。
- 3 丙は、乙において、万一契約履行上不都合があった場合又は労働争議、火災、天変地異、その他の事情により、履行が不可能となった場合には、乙に代わって業務を履行しなければならない。その場合においても、乙の義務は免責されるものではない。

(再委託の禁止)

第9条 乙は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 前項における主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。
- 3 乙は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ(以下「再委託等」という。)てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等(以下「再委託等に関する事項」という。)を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者(以下「承認を得た第三者」という。)に再委託等することができる。
- 4 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後に承認を得た第三者についても、同様とする。
- 5 乙は、委託事務の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合(3次委託等)には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。
- 6 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。
- 7 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(施設・設備の使用及び管理)

第10条 乙は、兵庫県立芦屋特別支援学校の所管に属する厨房施設・設備及び器具を使用することができる。

- 2 乙は、前項に定める使用に当たっては、施設・設備の用法に従い、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(検査及び調査等)

第11条 乙は、業務の履行結果について、甲に報告し検査を受けなければならない。

- 2 乙は、前項の検査に合格しないときは、乙の負担により直ちに手直し又はやり直しを行い、甲の検査を受けなければならない。
- 3 甲は、乙に対し必要に応じて業務に関する資料又は報告書を提出させるとともに、実地調査又は検査を行うことができるものとする。

(業務責任者等の届出等)

第12条 乙は、自己の責任において作業の指揮監督をするため、業務責任者及び業務責任代理者(以下「業務責任者等」という。)を定め、その氏名・経歴等を書面により甲に届け出なければならない。業務責任者等を変更した場合も同様とする。

2 前項の届出は、他の調理従事者についても同様とする。

3 甲は、乙の置いた業務責任者等又は調理従事者で業務の処理及び管理につき、著しく不適當であると認められるものがあるときは、乙に対して理由を付し必要な処置をとるべきことを求めることができるものとする。

4 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項についての処置を決め、甲に通知しなければならない。

(衛生管理)

第13条 乙は、常に衛生の保持に努め、管轄の保健所及び甲の指示に従うとともに、調理従事者等の健康管理及び業務の衛生管理には万全を期さなければならない。

(関係法令の遵守等)

第14条 乙は、本事業の円滑な実施運営のために、保健所その他関係官公署の指示、命令及び指導に従うとともに、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、その他関係法令の規定を遵守しなければならない。

(委託料の支払い)

第15条 委託料は、月払いとする(8月分を除く11回)。令和6年4月分から令和7年3月分まで、月額円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)とする。

2 乙は、各月分を翌月の10日までに請求することとし、甲は請求を受けた月の末日までに乙に支払うものとする。

(給食の中止)

第16条 悪天候等により学校が休業日となった場合、及び学校行事の都合により児童・生徒に給食の提供が必要なくなった場合は、給食を中止する。中止となった場合、委託料を減額する。減額する金額は、一回につき 円(うち消費税 円)とする。なお、委託契約の金額を変更する時期は10月末日及び最終月末日とする。

2 減額した場合、前条の規定にかかわらず、最終月分の金額を調整して支払うものとする。

(個人情報の保護)

第17条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(業務の内容)

第18条 甲は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、この契約の各条項を変更する必要があるときは、甲乙協議し書面によりこれを定めるものとする。

(危険負担)

第19条 この契約の履行に際し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)により生じた経費は、乙が負担する。ただし、その損害の発生が天災その他不可抗力による場合及び甲の責めに帰する事由による場合は、この限りではない。

(契約不適合責任)

第20条 甲は、成果物に種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない状態(以下「契約不適合」という。)があるときは、乙に対して、その契約の不適合の修補、代替物の引渡し、不足物の引き渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追加の請求(以下「追完請求」という。)に代え、又は追完請求とともに、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。
- 3 第1項に規定する場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて委託料の減額を請求することができる。この場合において、委託料の減額の割合は引渡日を基準とする。
- 4 追完請求、前項に規定する委託料の減額請求(以下「委託料減額請求」という。)、損害賠償の請求及び契約の解除は、契約不適合(数量に関する契約不適合を除く。次項において同じ)が甲の供した材料の性質又は甲の甲の与えた指図によって生じたものであるときは行うことはできない。ただし、乙が、その材料または指図が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りではない。
- 5 甲が契約不適合を知ったときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求、委託料減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が引渡しの際にその不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

(履行遅滞の場合の違約金)

第21条 乙の責に帰すべき理由により、履行期限内に契約を履行しないときは、乙は甲に違約金を支払わなければならない。

- 2 前項の違約金の額は、契約の履行期限の翌日から履行の日までの日数に応じて、委託料につき年10.75%の割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で委託料を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の委託料について計算した額とする。

(解除等)

第22条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- (1) 正当な理由なく契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 正当な理由なく、第20条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 乙又はその代理人、その他の使用人監督又は検査に際し、職務履行を妨げたとき。

第22条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当すると認めるとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令または契約条項に違反し、そのための契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でないと認められるとき。

第22条の3 甲は第22条各号又は前条各号に規定する場合が甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

- 2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲に甲に支払わなければならない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。
- 4 前項の場合において、第5条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 6 甲は、前2条も規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既済部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
- 7 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

(暴力団等の排除)

第23条 甲は、次条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者(以下「暴力団等」という。)であると判明したときは、特別の事情のある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 暴力団排除条例(平成22年兵庫県条例第35号)第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員
- (2) 暴力団排除条例施行規則(平成23年兵庫県公安委員会規則第2号)第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第7項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第24条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院管理事業者に提供すること。

第25条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(適正な労働条件の確保)

第26条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

(遅延利息)

第27条 乙は、第21条第1項又は第22条第2項の規定による違約金を甲の指定する期限までに支払わないときは、当該期限の翌日から支払までの日数に応じ、当該違約金につき年3.0パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に支払わなければならない。

(賠償の予約)

第28条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号の一に該当したときは、契約料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期間までに甲に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。

- (1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6による刑が確定したとき。
- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(管轄裁判所)

第29条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(補則)

第30条 この契約書に定めのない事項については、財務規則(昭和39年兵庫県財務規則第31号)によるほか、必要に応じて甲乙協議して、これを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年4月1日

(甲) 兵庫県芦屋市陽光町8番37号
兵庫県立芦屋特別支援学校長 大多和 秀昌 印

(乙) 印

(丙) 印